

高齢社会の福祉専門紙

# シルバー新報

年間購読料22,050円(税込み)

発行所: 東京都新宿区四谷3-1-3(第一富澤ビル) 電話(03)3359-5371  
大阪市中央区北久宝寺町2-6-7 電話(06)6252-5896

株式会社 環境新聞社 © 環境新聞社2011

http://www.silver-news.com

## 宿泊付きデイの制度化

### 東京都「基準該当サービスで」



### 在宅協がセミナー

日本在宅介護協会東京支部が15日、都内で開催したセミナー「宿泊型デイを勉強しよう」で都の担当者は、来年度に向けて国に基準該当サービスとしての制度化を要望していることを明らかにした。

東京都が昨年12月に行った調査では、都内で194カ所の通所介護事業所で宿泊サービスが提供されており、男女が雑魚寝、自力で避難をすることが困難な高

齢者が多数いるが人員、消防設備が整えられていないなどの実態が明らかになった。宿泊は自主事業で規制する根拠はないが、通所介護事業と連続して行う場合について、独自に届出公表制度をスタートさせ、5月から運用している。

基準は、定員は1人の定員の2分の1以下、7・43平方m以上の個室を原則とするなどの設備要件とともに、連泊は原則30日まで、宿泊サービス時間帯の介護職員1人以上の配置、4日

以上連続して行う場合に「宿泊サービス計画」を作成することなどのサービス要件を定めている。宿泊は自主事業だが、連泊には、毎日のデイをケアプランに位置づけることが必要となる。このため6月からは、30日以上連泊している場合に、担当ケアマネジャーに自己点検を求めるチェックシートを作成した。事業者にとっては規制強化だが、「基準の導入は規制や推奨という観点ではなく、実態に合わせた対応として実施した」とシンポ

ジュムに参加した都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長の平山信夫氏は話した。あくまで独自基準での対応は一時的な措置で、制度としての対応が必要との考えだ。国でも来年度の制度化が目指されているが、都としては、現在、「基準該当シフトステイ」として、身近な市区町村の判断で対応できるような要件緩和を国に要望しているという。全国に402カ所の宿泊付きデイ「茶話本舗」のフランチャイズチェーンを展開する日本介護福祉グループ副社長の斎藤正行氏は、都で宿泊付きデイの基準が設けられたことについて「全体の質向上につながる」と歓迎している。一方で、国が制度化に向けての調査研究事業として実

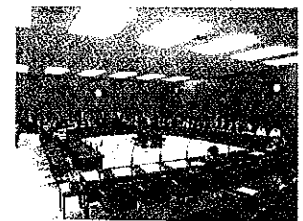
施している宿泊デイのモデル事業については、「宿泊の連泊上限が2泊3日という制限は、実態とかけ離れており、認められない」と話した。シンポジウムには昨年度までの2年間で都が行ったモデル事業の実施先も参加。社会福祉法人うららの宮野茂副理事長は、デイでの宿泊事業について、「認知症の人にとっては、普段から通っているデイでの宿泊では落ち着いて過ごせるメリットがある」、サポートハウス年輪の安岡厚子理事長からも「もしもの時に対応してもらええる安心感が家族に広がる在宅介護者を支える効果も大きい」と必要

平成23年/2011年

## CONTENTS 6月17日(金曜日)

### 改正介護保険法が成立 - 2

15日の参院本会議で、介護保険法改正案が民主、自民、公明各党などの賛成多数で可決、成立した。審議時間わずか18時間で、来年4月の施行に向けて準備が本格化することになる。



ダブル改定は部分的に — 3

認知症薬に“パッチ剤” — 4

短時間介護でもやりがい大 — 5

「宿泊デイ」は基準該当に — 6